

金ヶ崎町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 概要版

第1章 計画の基本的事項

◆計画の目的と位置づけ

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」として策定する。
- 町民、事業者、町が一体となって地球温暖化対策（緩和策、適応策）に取り組む。

◆対象とする温室効果ガス

- 地球温暖化対策推進法に規定される7種類のガスのうち、本町が排出する主要なガスである二酸化炭素（CO₂）を対象とする。

◆計画の期間

- 2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とする。

◆基準年度

- 国や県の計画と整合を取り、2013（平成25）年度とする。

第2章 地球温暖化の現状と国内外の動向

◆地球温暖化の現状

- 1850年から2020（令和2）年までの間に、世界の平均気温は1.09℃上昇している。

◆国内外の動向

国際社会	◆ 2018（平成30）年に、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする必要があると報告
国	◆ 2020（令和2）年に、「2050年カーボンニュートラル」を宣言 ◆ 2021（令和3）年に、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を46%削減（2013（平成25）年度比）する目標を設定
県	◆ 2023（令和5）年に、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を57%削減（2013（平成25）年度比）する目標を設定
町	◆ 1999（平成11）年に、「田園環境保全の町」を宣言 ◆ 2016（平成28）年に、「ちょうみんグリーンアクション」を策定し、生活や事業活動における節電や4などの取組を通じたエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の削減等を推進

第3章 本町の社会経済の概要

◆土地利用の状況

- 総面積179.76km²のうち、農用地が31.5%、森林が20.4%、水面・河川・水路が4.4%、道路が4.9%、宅地が4.7%等となっている。

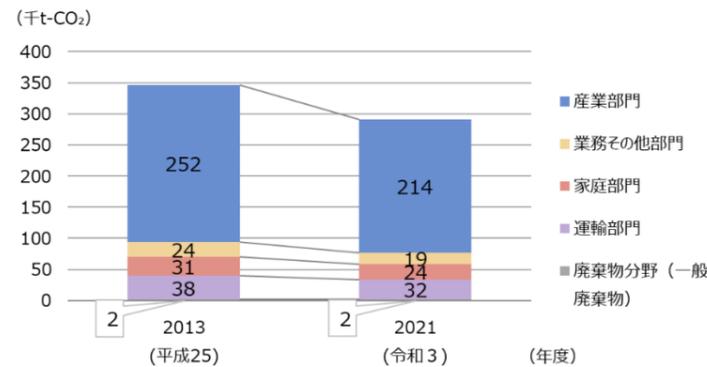
◆産業等の特徴

農業	◆ 肥沃な扇状地帯では米・野菜・花きの栽培が盛ん ◆ 西部山麓地帯では広大な牧草地を活用した酪農や大型畜産が盛ん
工業	◆ 県内最大級の工業団地を有し、医薬品、半導体、自動車組立工場を含む自動車関連企業などが立地
商業等	◆ 商業機能は国道沿線に集積 ◆ 流通業務団地が立地し、優れた物流の環境を有する

第4章 本町のCO₂排出量とエネルギー利用の状況

◆CO₂排出量

- 工業団地を有する町の特性を踏まえ、特定事業所へのヒアリングも実施してCO₂排出量を把握している。
- 基準年度の2013（平成25）年度の排出量は、347千t-CO₂となっている。
- 現況年度の2021（令和3）年度の排出量は、2013（平成25）年度比-16.1%の291千t-CO₂となっている。
- 排出量削減の主な要因は、再生可能エネルギーの普及などによる電力の脱炭素化や設備機器の効率改善等である。



◆再生可能エネルギー導入量

- FIT・FIPの認定を受けた再生可能エネルギーの導入量は、2022（令和4）年度までで48,180kWとなっている。

◆再生可能エネルギー発電の導入ポテンシャル

- 太陽光発電や陸上風力発電等の合計で1,810,502kW（住宅用の太陽光発電に換算すると約30万軒分）となっている。

◆町内における民間企業の取組

- 工業団地の立地企業において、雪冷熱や地中熱を利用した冷房、工場の屋根への太陽光発電、高効率なコージェネレーション等が導入されている。

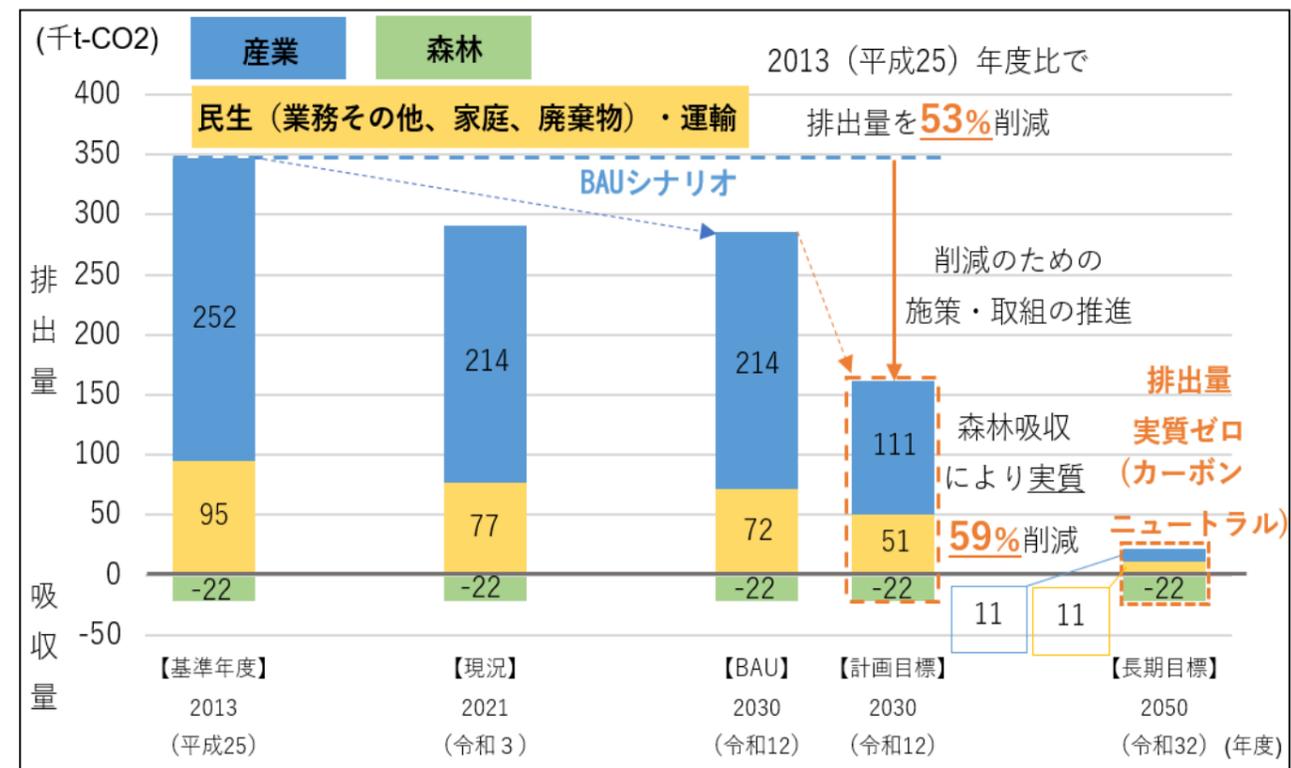
第5章 計画の目標

◆温室効果ガス排出量の削減目標

目標年度	【計画目標】 2030（令和12）年度	【長期目標】 2050（令和32）年度
削減目標	59%削減 2013（平成25）年度比	排出量実質ゼロ (カーボンニュートラル)

◆目標設定の考え方

- BAU（現況から追加的な地球温暖化対策を取らない）シナリオにおけるCO₂排出量は、2030（令和12）年度において現況から概ね横ばいと算定した。
- BAUに対して、民生部門における主体的な取組の推進と産業部門との連携によるCO₂削減量及び森林によるCO₂吸収量を加味して目標を設定した。



本計画の目標の概要

第6章 目標達成に向けた施策・取組

◆基本方針1 エネルギーの効率的な利用

- ◆ **エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の促進**
＜取組例＞家庭や事業所の省エネルギー診断の受診、「じぶんごとプラネット」の利用、エネルギーマネジメントシステム（HEMSやBEMS）の導入 等
- ◆ **省エネルギー性能の高い設備・機器や建物の利用の促進**
＜取組例＞照明設備のLED化、住宅や事業所の断熱性能の向上 等
- ◆ **電動車の利用の促進**
＜取組例＞ハイブリッド車などの選択、充電設備（V2H）の導入 等

◆基本方針2 再生可能エネルギーの適切な導入と利用

- ◆ **小規模分散型の再生可能エネルギーの導入促進**
＜取組例＞住宅や事業所の屋根、駐車場等への太陽光発電の導入、コージェネレーションの導入等
- ◆ **地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進**
＜取組例＞町の土地利用等へ配慮した事業検討、小型風力発電や地中熱利用の検討 等
- ◆ **再生可能エネルギー電力の利用の促進**
＜取組例＞再生可能エネルギー由来の電力プランへの切り替え、電力の地産地消 等
- ◆ **再生可能エネルギーの導入による地域経済の活性化の促進**
＜取組例＞町民、事業者出資型の再生可能エネルギー事業への参画の検討、（社）東北自動車産業グリーンエネルギー普及協会（TAGA）と連携した再生可能エネルギーの地域内利用 等

◆基本方針3 自然環境の保全や資源の循環利用

- ◆ **4Rの促進**
＜取組例＞簡易包装やエコバッグの利用、食品ロスの発生抑制、シェアリング事業の利用 等
- ◆ **農林業における温室効果ガスの削減・吸収等の促進**
＜取組例＞植林や間伐などの森林整備活動や自然環境の保全活動への参加、水田の中干期間の延長や秋耕、スマート農業の導入、J-クレジットによるカーボンオフセット 等

◆基本方針4 環境教育や普及啓発の促進

- ◆ **環境に配慮した行動の促進**
＜取組例＞節電や節水等の身近にできる省エネルギーの取組、金ケ崎町産の農産物の選択、「デコ活」の実践 等
- ◆ **環境や気候変動に関する教育・学習の促進**
＜取組例＞講演会やセミナーなどへの積極的な参加、出前授業の実施や見学の受け入れなどの地域と連携した環境教育プログラムづくり 等
- ◆ **多様な主体の連携や取組の担い手の育成の促進**
＜取組例＞環境関連団体への所属などを通じた活動、次世代の担い手育成への協力、サプライチェーンにおける温室効果ガスの排出量の把握、関係団体等の連携 等

◆基本方針5 地域と協働する先進プロジェクトの促進

- ◆ **電動バスによる通勤や地域交通の検討**
＜取組例＞町内の事業者と連携した、電動バスによる通勤利用や地域交通への利用可能性の調査
- ◆ **電力を自給自足するモデル地区の検討**
＜取組例＞町内の事業者と連携した、町営住宅等を対象地区とした蓄電池や太陽光発電等による電力の自給自足モデル地区の可能性調査 等



金ケ崎町地球温暖化対策地域協議会の様子

第7章 気候変動への適応

◆気候の変化の予測

- ◆ 最悪の場合、21世紀末に本町では平均気温が5℃上昇する（現在の平均気温は約10.7℃）。
- ◆ 同様に、真夏日が年間約21日増加、降水量は年間約23%増加する。

◆主な適応策

分野	適応策の概要
日常生活等	◆ 生物季節の変化等に関する情報の収集と提供等 ◆ 気候変動への適応に関する普及啓発 ◆ 「涼み処」の設置や活用の普及啓発
自然災害	◆ 自然災害に対する防災意識の啓発 ◆ 金ケ崎町防災マップの普及啓発 ◆ 災害時の電力確保のためのモバイルバッテリーや小型・薄型の太陽光パネルの普及啓発
健康	◆ 熱中症の予防に関する普及啓発や注意喚起 ◆ 熱中症特別計画情報発表期間中のクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の充実 ◆ 蚊を媒介した感染症の予防に関する普及啓発等 ◆ 大気汚染物質が高濃度で発生した際の注意喚起 ◆ ヒートショックの予防に関する注意喚起
農林業	◆ 環境の変化に対応した米の新品種などの導入 ◆ 暑熱対策技術等の指導による生産性向上 ◆ 各農作物に対する病虫害発生の予察情報の提供や防除の指導、支援

◆計画の期間

- ◆ 2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とする。

◆基準年度

- ◆ 国や県の計画と整合を取り、2013（平成25）年度とする。

第8章 計画の推進体制

- ◆ 金ケ崎町地球温暖化対策地域協議会等と連携し、町民、事業者、団体等との情報共有や各主体の取組を促進する。
- ◆ 金ケ崎町環境審議会に対して定期的に進捗状況等を報告する。

